平成２６年（フ）第３７８４号
大阪市城東区古市２丁目２番23号滝ハイツ303号
債務者　杉本美惠子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６７４号
大阪府吹田市山田東４丁目３番２号
債務者　國瀬紀美惠（旧姓釜野）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５００５号
大阪市鶴見区鶴見５丁目10番27号　ラフォーレつるみ303
債務者　石神　伸二
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１９号
大阪市中央区神崎町４番６―504号
債務者　高尾さおり
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１０２号
大阪府四條畷市二丁通町10番12号　ネオコーポイケダヤ９号館302
債務者　胡桃　祥二
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６３号
大阪市淀川区木川西１丁目11番21号
債務者　髙森　鮎美（旧姓稗田）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１７２号
大阪市東住吉区東田辺２―18―５―202、住民票上の住所兵庫県川西市大和西１丁目99番地の36
債務者　中山　　肇
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１９２号
大阪市生野区巽中３丁目20番３―703号
債務者　鳥越美佐枝（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４３７号
大阪市平野区長吉出戸４丁目３番５―601号
債務者　桃木谷逸男
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４３８号
大阪市平野区長吉出戸４丁目３番５―601号
債務者　桃木谷直子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６号
大阪市浪速区恵美須西２丁目６番20号寿マンション402号、前住所大阪市浪速区恵美須西２丁目２番１―701号
債務者　菊永　末廣
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６６号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ７―303号
債務者　廣部　　勲
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７号
大阪府高槻市富田町５丁目25番15号　大協マンション403号、前住所大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ７―303号
債務者　廣部　隆司
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目16番７号
債務者　林　美紀子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２９号
大阪市住吉区遠里小野６丁目15番１号、前住所大阪市中央区西心斎橋２丁目13番13―303号
債務者　西平　美幸
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４１号
大阪市都島区高倉町１丁目10番12―105号
債務者　山原　節子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６６号
大阪市西区江戸堀３丁目７番３号302
債務者　堀　泰一郎
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部